

各医療機関 管理者 様

高知県健康政策部長
高知県子ども・福祉政策部長
(公 印 省 略)

施設整備促進支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について（依頼）

日ごろは、本県の医療行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

先般、厚生労働省から「令和 6 年度医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」（令和 7 年 2 月 12 日医政発 0212 第 5 号）が示されたところですが、このたび、「施設整備促進支援事業（以下「本事業」という。）」について、事業計画（活用意向調査）（以下「事業計画」という。）の提出依頼（別紙 1）及び事業概要の通知（別添 1）がありました。

つきましては、本事業のいずれかの活用を希望する医療機関におかれましては、下記のとおり事業計画を提出いただきますようお願いいたします。

なお、事業計画の提出状況を踏まえて、厚生労働省において、予算の配分を行う予定となっていますので、事業計画を提出した全ての医療機関が事業を活用できるとは限りません。

また、期限までに事業計画の提出がない場合には、給付対象外となりますのでご留意ください。

記

1 提出対象施設（下記のいずれも満たす施設が対象）

- ・ 令和 6 年度に施設整備の契約を締結した施設
- ・ 別添 3 の別紙に記載の国庫補助事業の交付要件を満たす施設

2 提出方法

事業計画様式（別添 2）に記載のうえ、メール又は郵送によりご提出ください。

※別紙 1 及び別添 1 から 3 は、下記リンク先よりダウンロードしてください。

※本通知の電子データにつきましては、以下のページに掲載しています。

※事業計画提出にあたっての、各医療機関からの質疑への回答につきましても、以下のページにて、随時共有させていただく予定です。

【通知電子データ掲載場所 URL 等】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025030500311/>



電子データ掲載場所
QR コード

3 提出期限

令和 7 年 3 月 21 日（金）【必着】までにご提出ください。

※提出期限は厳守をお願いいたします。

※事業の活用見込みがない場合は、提出不要です。

4 その他

事業計画作成にあたっては、「実施要綱（別添 3）」を必ずご確認のうえ、提出ください。
国の予算配分を踏まえて、事業計画提出後に取り下げることが可能です。

5 お問い合わせ先

交付の可否についてのお問い合わせは、給付額算定の基となる国庫補助事業が貴施設の整備内容次第で異なるため、「実施要綱（別添 3 の別表）」をご確認のうえ、整備内容等から、該当すると思われる国庫補助事業の行に記載の連絡先まで、お願いいたします。